


所管部課	福祉部 高齢介護課	部長	田口 茂夫		
件名	東大和市長寿祝金等支給要綱の一部を改正する訓令について				
		区分		1 審議事項	<input type="radio"/> 2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1. 要旨</p> <p>事務事業の見直しで、最高齢の者及び満100歳以上の誕生日を迎える者であった長寿祝金の支給対象を最高齢の者及び満100歳の誕生日を迎える者にする事から、東大和市長寿祝金等支給要綱の関連条文を一部改正するものである。</p> <p>(1) 主な改正内容</p> <p>ア 東大和市長寿祝金等支給要綱の対象者を定める規定から「以上」の文言を削る。 (第2条第2号)</p> <p>イ その他文言の整理 (第5条)</p> <p>(2) 施行日 令和2年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 この改正により、費用対効果を踏まえた事業内容とすることができる。</p>					
<p>2. 経過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>文書課において審査済み。</p>					
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p> <p>特になし。</p>					
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議付議後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。